

足する場合、関係市町からの依頼に基づき、鹿児島県が、県内のバス会社等から必要となる輸送手段を調達、③鹿児島県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達、④鹿児島県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により輸送能力を確保することとした。また、鹿児島県では、避難手段の確保・充実のため、現在、バス会社と協定締結に向けて協議中である。

### 【3】一時移転等の実施単位

一時移転等の実施単位については、モニタリングポストで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるようにするため、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎にモニタリングポストが設置されている必要がある。

川内地域では、これら全ての一時移転等の実施単位毎に固定観測局（73局）が設置され（図3参照）、更に既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等の配備がなされている。

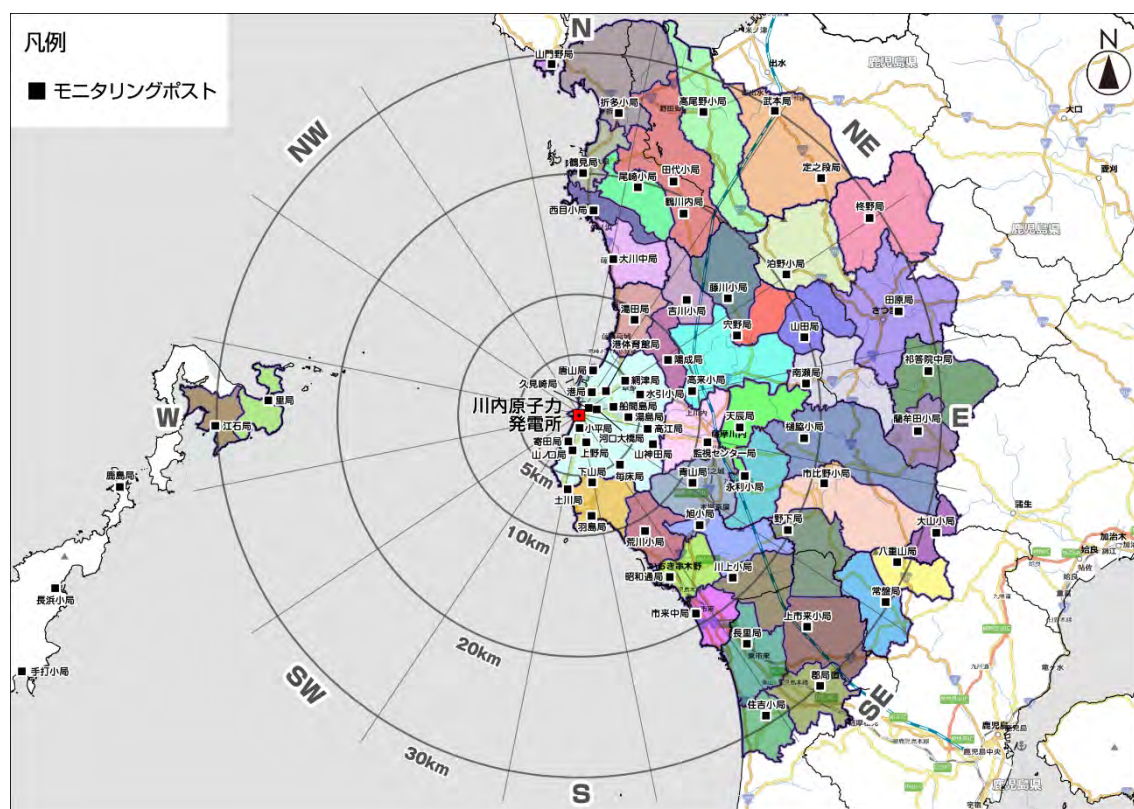


図3 既設固定観測局及び一時移転等の実施単位

#### 4. 今後の対応について

今後は、「川内地域の緊急時対応」の更なる充実化のための協議を継続して行うこととする。また、国際原子力機関（IAEA）のガイダンスを参照しつつ、「川内地域の緊急時対応」に基づき行う訓練のうち、特に内閣府政策統括官（原子力防災担当）その他の関係省庁等が参加し総合的に実施する防災訓練に関して、訓練の実施結果、成果、抽出された反省点等を協議した上で、国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等の計画やマニュアルの改善等を行うこととする。